

新谷区 当日 Q&A

Q：県道薄原地頭方線の排水路が、多少の雨でも水路があふれる。県道を通る際は、とても危険だ。土のうで防いでいる家もある。途中に中西川へ排水路を新設してはどうか。県との話し合いで検討してほしい。

A：今年度、当地域の排水経路である、山奥川を改修し、排水能力を高める工事を実施している。完成後も大雨時の排水状況を調査し、県とも協議しながら、最善の方法を検討していく。

Q：新谷集落センターは建設から 28 年が経過し、傷んできている。本年度建設委員会を立ち上げ建て替えを検討しているが、補助金で建設したため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に抵触する。建設当時の資料もないため、市役所に保存されていれば、次の 4 件を調べてほしい。あと何年で耐用年数が来るか。来年度返還する場合、どの程度の返還金になるのか。建て替える場合は市から補助金は出るか。国・県の補助制度に該当する事業はないか。

A：新谷区集落センターは、昭和 55 年度の農業構造改善村落特別対策事業の補助金 1,410 万円を受け、新谷部農会が事業主体となって総事業費 2,820 万円で昭和 56 年 2 月 20 日に完成した。鉄骨造の耐用年数は当時 45 年であり、今年で 28 年目。残りは 17 年。来年 3 月に返還すると、316 万円ほどになる見込み。目的に合った使い方をしているか、現在までの利用状況、取り壊し後の跡地利用方法など書類の整備が大変な事務量となる。耐震基準前の建物であるため、補強工事は可能。県関連では、事業費の 3 分の 1、または市の補助の 2 分の 1 以内で低い方の額で 400 万円を限度に、コミュニティ施設整備事業費として交付される。県自治総合センターの事業で地区集会所整備(コミュニティ助成事業)などに補助する助成金が、事業費の 5 分の 3 以内で 1,500 万円を限度に交付される。しかし、毎年静岡県下で 3 団体程度しか対象にならない。申請が多い場合は、確約できない。

Q：集落センターは、アスベストが使用されている。避難所にもなっている。地震が起きたらこの施設は使用できない。何か手はないか。

A：集落センターは、あくまでも地域のもの。早く着手した方がいいだろう。地区と市で話し合っていくべき。アスベストは、市も協力できると思う。

Q：新谷区・女岩区の境に位置する女岩配水場は高さ 30 ㍎の斜面に面しており、下には^{くびしょう}久々生地区(約 30 戸)があり、地震・台風・大雨時は崖、土砂崩れが心配。市職員に斜面を見回してほしい。

A：月 2 回、定期的に水道課職員が点検している。地震や台風、大雨の最中に斜面を見回することは、二次災害の危険が伴うので困難。直後の点検や現場状況を把握し、危険箇所があれば早期に対応したい。

Q：中原区にある豚舎が臭い。風向きによっては新谷区でも臭う。近くに建つ保育園・幼稚園・小学校には風向きに関係なく、臭いが漂っているのではないか。子どもたちに良い環境で遊び・学んでほしい。

- A：指摘のある養豚場は、毎年夏、定期的に臭気を測定している。測定結果は、規制値内ではあるものの高い数値を示している。事業主には、住民から悪臭の苦情があること、糞尿処理の工程で臭いを押さえる処理施設の設置などを指導した。事業者も努力をしているが、経費などの問題もあり早急な解決には至っていない。
- Q：祭りの翌日、ゴミを搬入しようとしても、焼却場が振替休日で休みだった。丸一日軽トラ4台に積んだままで、火曜日に搬入した。来年度は祭りの翌日にゴミを搬入できるようにしてほしい。
- A：祭典日近くに環境保全センターへ申し入れる。
- Q：衆議院議員選挙では、旧御前崎地区と旧浜岡地区で異なった選挙区となった。合併したのに異なった候補者を選ぶのはどうか。同一選挙区となるよう働きかけてほしい。
- A：速やかな見直しが必要。国からは、4年に1度の国勢調査の状況を踏まえて判断したいとの回答があった。選挙区は次回から第3選挙区になるだろう。合併後5年を経過しており、地域の実情に即した選挙となるよう、分割選挙区の解消のための法律改正を引き続き要望していく。
- Q：ここ数年、梅雨時期前後にヤスデが大量発生する。特に、茶畑付近の家に多く見られる。良い対策はないか。
- A：ヤスデ発生は、農林水産課で確認している。今年は夏過ぎまで発生していたようだ。白羽地区以外にも、隣の牧之原市など広範囲で発生している。決定的な対応策がない。JAと農林水産課で対策を考える。
- Q：民間事業所の保有している土地が、雑草が生え放題になっている。市から事業所に指導できないか。
- A：近年は、環境面へ積極的に配慮する事業所が多くなった。指摘されるような事業所があれば、「空き地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例」に基づき、現地を確認した後、土地所有者へ除草などの指導を通知している。
- Q：市では港にある事業所が津波対策をしているか、話し合いの場を設けているか。万一、事業所の財産によって民家に被害が出た場合は、事業所から補償金は出るか。
- A：自然災害であるため、補償は期待できないだろう。
- Q：西埠頭入口の信号機から久々生地区と女岩地区へつながる臨港道路1号線は、交差点からすぐにカーブしているため、大型車はセンターラインをオーバーし走行してくる。対向車は危険。カーブを緩やかにするよう、市から県へ要望してほしい。
- A：要望する。
- Q：コミュニティ広場は、毎年借地料を払っている。一方で土地を貸しているため国税を払っている。避難地にもなっているので、助成してくれないか。
- A：市では公益のために無償で貸し付ける場合には、固定資産税を免除している。